

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準

被害の防止を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であり、かつ、規則第67条第2項第1号若しくは、第2号に該当する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- 1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - i) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。
 - ii) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。
- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト(ドバト)等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取をする場合。
- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカ又はその他の鳥獣を捕獲する場合。
- 4) 法人に対する許可であって、以下のi)からiv)の条件を全て満たす場合。
 - i) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - ii) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - iii) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - iv) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

鳥獣の種類ごとの捕獲可能数は下表のとおりである。

鳥獣名	一人当たりの駆除羽(頭)数	被害農林水産物等
ハシボソガラス	50羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、糞害、ゴミの散乱、騒音、人への危害
ハシブトガラス	50羽以内	
ヒヨドリ	100羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、糞害、ゴミの散乱、騒音
ムクドリ	100羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、野菜類、飼料作物、花卉、糞害、ゴミの散乱、騒音
スズメ	200羽以内	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、ゴミの散乱
カワウ	50羽以内	魚類、糞害、騒音
カモ類 (狩猟鳥獣に限る)	20羽以内	稲、野菜類、海藻類
アオサギ	10羽以内	魚類、糞害、騒音
ダイサギ	10羽以内	
コサギ	10羽以内	
トビ	10羽以内	人への危害
その他鳥類 (希少鳥獣は除く)	当該事例ごとに判断	
モグラ科全種	100頭以内	稲、野菜類
ネズミ科全種(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く※1)	100頭以内	野菜類
その他獣類※2	当該事例ごとに判断	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、茶、糞害、人への危害、建物内侵入・営巣
指定管理鳥獣※3 外来鳥獣※4	上限なし	稲、麦、果樹類、芋類、豆類、野菜類、飼料作物、花卉、茶、糞害、ゴミの散乱、騒音、人への危害、建物内侵入・営巣

※1 法第80条第1項、規則第78条の規定に基づき、法の適用除外

※2 ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル管理)に定め

る群れの加害レベル別の方針に応じて捕獲頭数を検討する。

※3 指定管理鳥獣：ニホンジカ、イノシシ（規則第1条の3の規定に基づく）

※4 外来鳥獣：ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、カワラバト（ドバト）等

③ 期間

- 1) 原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。
- 2) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある時期は避けるよう指導する。
- 3) 狩猟期間中及びその前後における捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する。
- 4) 許可の期間は、原則として2か月以内とする。ただし、市町村等が行う法人捕獲の場合にあっては、6か月以内となるよう指導する。なお、指定管理鳥獣、外来鳥獣及び予察捕獲許可の対象種（予察捕獲の対象市町村で、捕獲対象とする種の保護に支障がないと認められる場合に限る。）については、当該期間を1年の範囲内で延長することができる。

④ 区域

- 1) 被害等の発生の状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。
- 2) 捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取り扱いをする。
- 3) 市町村が行う場合は、原則として当該市町村内であって、被害の発生及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。
- 4) その他の者が行う場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。
- 5) 鳥獣保護区及び休猟区における捕獲については、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施することとし、他の鳥獣の保護に支障のないよう配慮する。
- 6) 特定猟具使用禁止区域（銃器）においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による捕獲は行わない。

⑤ 方法

- 1) 捕獲用具は捕獲効果及び錯誤捕獲を考慮し最も適切なものとする。
- 2) 禁止猟法は原則として認めない。

- 3) 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、大型獣類には使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合はこの限りではない。
- 4) 指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用）における鉛製散弾の使用は認めない。
- 5) 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせる。
- 6) 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、若しくは、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。
- 7) 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生の遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導する。